

基発第0416002号
平成14年4月16日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労災就学等援護費支給要綱の一部改正について

労災就学等援護費の支給については、昭和45年10月27日付け基発第774号、昭和54年4月4日付け基発第160号等により取り扱われてきたところであるが、今般、労災就学等援護費の引上げを図るため、労災就学等援護費支給要綱の一部を別紙のとおり改正し、平成14年4月以後の期間に係る労災就学等援護費について適用することとしたので、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 労災就学援護費の支給額を引き上げ、それぞれ次のとおりとしたこと。

(1) 小学校等の在学者	月額 12,000円
(2) 中学校等の在学者	月額 16,000円
(3) 高等学校等の在学者	月額 18,000円
(4) 大学等の在学者	月額 36,000円
- 2 労災就労保育援護費の支給額を引き上げ、要保育児1人につき月額12,000円としたこと。

(別紙) 労災就学等援護費支給要綱の一部改正

労災就学等援護費支給要綱（昭和45年10月27日付け基発第774号の別添）の一部を次のように改正し、平成14年4月以後の期間に係る労災就学等援護費について適用する。

第4項第1号中「11,000円」を「12,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に、「17,000円」を「18,000円」に、「35,000円」を「36,000円」に改め、同項第2号中「11,000円」を「12,000円」に改める。

(参考)

労災就学等援護費支給要綱新旧対照表 (抄)

改 正 後	改 正 前
4 支給額 (1) 労災就学援護費 労災就学援護費の支給額は、次に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ次に掲げる額とする。 イ 小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部に在学する者 月額 <u>12,000円</u> ロ 中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する者 月額 <u>16,000円</u> ハ 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号)附則第2条に規定する第1類の専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者 月額 <u>18,000円</u> ニ 大学、高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者、公共職業能力開発施設において普通職業訓練を受ける者(ハに掲げる者を除く。)若しくは高度職業訓練を受ける者又は職業能力開発総合大学校において長期課程の指導員訓練を受ける者 月額 <u>36,000円</u>	4 支給額 (1) 労災就学援護費 労災就学援護費の支給額は、次に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ次に掲げる額とする。 イ 小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部に在学する者 月額 <u>11,000円</u> ロ 中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する者 月額 <u>15,000円</u> ハ 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号)附則第2条に規定する第1類の専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者 月額 <u>17,000円</u> ニ 大学、高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者、公共職業能力開発施設において普通職業訓練を受ける者(ハに掲げる者を除く。)若しくは高度職業訓練を受ける者又は職業能力開発総合大学校において長期課程の指導員訓練を受ける者 月額 <u>35,000円</u>

(2) 労災就労保育援護費

労災就労保育援護費の支給額は、
要保育児1人につき、月額12,000円とする。

(2) 労災就労保育援護費

労災就労保育援護費の支給額は、
要保育児1人につき、月額11,000円とする。